## 無人航空機の飛行に係る許可・承認書

古橋 大地 殿

平成 28 年 11 月 28 日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第 132 条ただし書及び第 132 条の 2 ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

<u>許可及び承認事項:</u> 航空法第132条第2号 航空法第132条の2第3号

許可等の期間: 平成28年12月21日から平成29年3月31日

無人航空機: DJI 社製 Phantom4 senseFly 社製 eBee

無人航空機を飛行させる者: 古橋 大地

**飛 行 の 経 路:** 神奈川県相模原市中央区淵野辺 5 - 10 - 1 (申請書のとおり)

## 条\_\_\_\_\_\_件:

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアル を遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な 安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような 重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことが ある。
- ・許可等の日から3ヶ月後及び許可期間終了後に、飛行実績を報告すること。

平成 28 年 12 月 21 日

国土交通大臣 石井

